

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	新富町 (45402)
地域名 (地域内農業集落名)	柳瀬地区 (柳瀬)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	32.03 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	32.03 ha
② 田の面積	32.03 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	15.23 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢60歳となっており、家族間の共同経営や経営移譲が比較的進んでいるため地区の中心となる農業経営体は概ね確保されているが、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには担い手となる若手の経営体や新規就農者を確保・育成し、地域で取組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

将来、農地を地域の担い手で維持していかなければならないが、ただ耕作していくことだけでなくコスト削減や作業の省力化、農作物の販路なども考えていかなければならない。

【地域の基礎的データ】農業者:11経営体(内50歳代以下5経営体)、団体経営体:2経営体

主な作物:水稻(WCS、飼料用米、加工用米含)、小麦、そば、飼料作物、施設野菜(きゅうり)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中心経営体の圃場が分散していることから、農地の交換を進め、効率的な営農基盤の確立を目指す。

耕作放棄地が発生しないよう、農地中間管理事業の活用を図る。

新規参入を促進し、有効な農地利用を行い集積・集約を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進め、認定農業者を中心とした担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	91.19	%	将来の目標とする集積率
			93.28 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構の活用により、集積集約の取組みが進められている。今後も認定農業者を中心に集積集約を進め団地面積の増加を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
農地利用は、中心経営体である認定農業者、認定新規就農者(以下、認農等という。)8経営体を中心に担うほか、今後は入作を希望する認農等の受入れを促進することにより対応していく。 農業委員会と連携し引き続き農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。 作業の効率化や生産性コスト低減により担い手の負担軽減と農業生産性の向上を図る。 高収益作付品目の確定や販路に関した方針を確定させるなど将来の営農について考え農地の集約化につなげていく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
将来の経営農地の集約化を目指すため、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、早急に新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。	
(3) 基盤整備事業への取組	
整備された農地の維持管理に努める。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
現在は、担い手や中心経営体が十分に確保されているがいずれ後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保安全管理が困難になる可能性がある。 また、用排水路の浚渫、草刈等(田人)作業では、農業者だけでなく農業者以外の者も積極的に参加しているが、10年もすると人材不足が問題となるため、地域内外から積極的に多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくことを町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
地域内で農作業の効率化を図るため稲刈り、籾摺り、乾燥作業は農事組合法人柳瀬アグリパラダイスへ委託するとともに、それ以外の高負荷な農作業は地域内の担い手同士の協力のもと、遊休農地の発生防止を図る。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
【選択した上記の取組内容】					
③スマート農業技術やICT技術を活用して農作業の負担軽減や効率的な農業経営の実現に向けて、積極的な実証実験や導入に向けた取組みを推進していく。					
⑦農道や水路、農業用施設等の保安全管理に努める。					

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		野菜、水稻	5.04 ha	ha	野菜、水稻	5.31 ha	ha	1	
認農		野菜、水稻	6.28 ha	ha	野菜、水稻	6.28 ha	ha	4	
認農		野菜、水稻	1.92 ha	ha	野菜、水稻	1.92 ha	ha	8	
認農		野菜、水稻	4.99 ha	ha	野菜、水稻	4.99 ha	ha	5	
認農		野菜、水稻	3.23 ha	ha	野菜、水稻	3.42 ha	ha	2	
認農		野菜、水稻	5.61 ha	ha	野菜、水稻	5.9 ha	ha	12	
認農		野菜、水稻	2.14 ha	ha	野菜、水稻	2.06 ha	ha	3	
利用者		水稻	0.19 ha	ha	-	0 ha	ha		
利用者		野菜	0.26 ha	ha	野菜	0.26 ha	ha	11	
認農		受託	ha	ha	受託	ha	ha		
利用者		水稻	0.44 ha	ha	水稻	0.44 ha	ha	10	
利用者		水稻	0.74 ha	ha	水稻	0.74 ha	ha	7	
利用者		水稻	0.65 ha	ha	水稻	0.65 ha	ha	9	
計	11経営体		31.49 ha	0 ha		31.97 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	柳瀬アグリバラダイス	稲刈り・粃すり・乾燥	水稻・小麦

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。